2021.5月号

知的財産ニュースレター

Intellectual Property Newsletter No.53

Contents

特許侵害

102条2項の「利益の額」の算定に際して複数の経費の控除が認められた事例

知財高裁（2部）令和2年11月30日判決〔チューブ状ひも事件〕

特許取消決定の取消訴訟

進歩性における一致点の判断が特許庁裁判所間で分かれた事例

知財高裁（4部）令和3年3月30日判決〔傾き情報表示デジタルカメラ事件〕

著作権

音楽教室における生徒の演奏についての著作権侵害の成否

知財高裁（第4部）令和3年3月18日判決〔音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認控訴事件〕

執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

102条2項の「利益の額」の算定に際して複数の経費の控除が認められた事例

杉野　文香
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和2年11月30日判決(平成29年(ネ)第10049号)裁判所ウェブサイト〔チューブ状ひも事件〕

裁判例はこちら

本件は、X(控訴人)、Y(被控訴人)、訴外A及びB(「Xら」)が共有している、発明の名称を「チューブ状ひも本体を備えたひも」とする発明(「本件発明」)にかかる特許権(「本件特許権」)に関するものです。Xは、Yに対して、①YがXら間で合意(「本件合意」)した販売形態に背いて本件発明の実施品を自ら製造販売したこと(以下、Yが製造販売していた製品を「Y製品」といいます。)は、本件合意における債務不履行である、②Yによる本件商品の製造販売は本件特許権を侵害する(特許権侵害による不法行為)等と主張し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償として13億3980万円及び遅延損害金の支払い等を求めました。特許権を複数人で共有している場合、各共有者は「契約で別段の定をした場合」を除き、他の共有者の同意なく当該特許発明を実施することができますが(特許法73条2項)、Xは本件合意が同項における「別段の定」に該当すると主張し、Yが本件発明を実施することは本件特許権におけるXの持分権を侵害すると主張していました。

原審は、㋐Xの主張する販売形態に関する合意は認められない、㋑本件特許権について73条2項における「別段の定」は存在せず、故にYは他の共有者の同意なくY製品を製造販売することができる等と判断し、Xの請求をいずれも棄却しました。

これに対し、知財高裁は、共同出願契約書13条に事前の承諾なく本件特許権に関わる製品を生産販売した場合には権利を剥奪できる旨が規定されていたことから、当該規定が、73条2項の「別段の定」に該当するとして、Xの共有持分権の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求には理由があるとする中間判決を言い渡しました。その上で、本判決では、特許法102条2項に基づく損害額の推定等の争点に関して判断し、1億5214万3157円を損害として認定しました。以下では、102条2項に基づく請求に関する判断、特に「利益の額」を認定する際に控除の可否が問題となった経費についてご紹介します。

(1) Y製品の売上について

Yは、自らが製造したY製品だけでなく、Xが主張する販売形態に基づきXが仕入れた中国産の実施品も日本に輸入して販売していたことから、各取引先に対する売上から中国産の実施品の取引金額を控除した金額がYの売上として認定されました。

(2) Yの経費について

①原材料費

「原料仕入高」、「租税公課(関税)」、「委託製造仕入高」、「包装費」、「包装外注工賃」(他の製品に関する費用も含まれているものについては、Y製品の各月の製造限界比率で按分したもの。)は、いずれも、Y商品を製造販売するために追加して必要となった費用であり、限界利益を算定する過程で差し引くべき経費として認められました。

②個別固定費

➢「賃金(製造担当者のみ)」、「法定福利費」、「旅費交通費」

Yの従業員が他の商品の製造、販売を行うとしても、本件では、それぞれの時期において商品の製造数に応じて、雇用する従業員の数や勤務時間は変動すると考えられる上(Yが開示した賃金は、Y製品の製造を専ら担当する人員に関するものであり、毎月一定額発生している賃金をY製品の各月の製造原価率比で按分したものでした。また、対象製造担当者の勤務する工場では殆どY製品しか製造していませんでした。)、上記経費はY製品の製造に関するものとして算定されたものであるとして、侵害品の製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費として控除が認められました。

➢「工場消耗品費」、「製紐機修繕費」

これらの費用(各月のY製品の製造原価率で按分したもの)は、Y製品を製造することにより増加する経費であり、また、Y製品の製造に関するものとして算定されたものであるとして、

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

侵害品の製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費として控除が認められました。

➢地代家賃(各月のY製品の製造原価率で按分したもの)

Y製品に加えY製品以外の製品や試作品を製造していることが認められるから、製造ラインを設置し、その製造ラインのために工場を賃借する費用はY製品を製造販売するために追加して必要となった費用とはいえないとして、控除は認められませんでした。

③製造変動費(各月のY製品の製造原価率で按分したもの)

➢「外注加工費」及び「水道光熱費等」

証拠及び弁論の全趣旨から、いずれもY製品を製造するために追加して必要となった費用として控除が認められました。

➢「製紐機の減価償却費」

Yは製紐機を使用してY製品以外の製品も製造していたことから、当該費用はY製品を製造するために追加して必要となった費用とはいえないとして、控除は認められませんでした。

④運賃(各月のY製品の製造原価率で按分したもの)

製造原価で按分した運賃は侵害品の製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費であるとして、控除される経費として認められました。

⑤在庫保管経費(各金額の6割から日本製商品に係る費用を算出し、その費用を各月のY製品の製造原価率で按分したもの)

➢倉庫の「地代家賃」

Yは同一建物内に工場部分と倉庫部分を設けており、倉庫部分にはY製品以外の製品も保管していること、工場ではY製品以外の製品も製造していること、倉庫部分が工場部分と同一建物内に設けられていることから、Yが当該部分を倉庫部分として賃借して使用することは、Y製品を保管するか否かに関わらずYにとって必要な経費であるとして控除は認められませんでした。

➢「水道光熱費」

Y 製品を製造販売することによって追加して必要となった費用として控除が認められました。

⑥販売管理費用

「支払手数料(販売口銭)」、「業務委託費」(Y製品の販売業務を委託することにより発生する仲介手数料及び業務委託料)及び「広告宣伝費」(マラソンイベント内でY製品を販売するためのブース設置費用や出展料、サンプル出荷費用、Y製品を直販するためのウェブサイト設置に係る費用等)は、いずれもY製品を製造販売するために追加して必要となった費用として控除が認められました。

なお、Yは、(i)Y製品の売上はスポーツイベントへの出品や著名人を利用した広告活動等のYの顕著な営業努力によるものであること、(ii)市場にはY製品以外にも「結ばなくてもよい」靴ひもを訴求した競合品が多数存在しており、Y製品がなければその需要の全てが権利者製品に向くとはいえないこと等の推定覆滅事由を主張していました。しかし、知財高裁は、(i)について、Yによる営業活動は通常考えられるものであって、特に顕著なものであるとは認められないこと、(ii)について、本件発明は、伸縮性素材によって作られたくつ紐にこぶを作ることにより、結ぶ必要がないことを特徴とするものであり、Y製品もこの特徴を有するが、Yが競合品と主張する製品は、靴ひもを結ばないための仕組みがY製品の特徴とは全く異なるためY製品の競合品とはいえないこと等を理由に推定覆滅事由を否定しました。

102条2項の「利益の額」は限界利益の額をいい、侵害品の製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費を売上から控除することで算定されます。控除が認められる経費か否かは経費項目から形式的に決まるものではなく、取引先との契約内容等から実質的に判断されます。本件は事例判決ではありますが、経費の控除の可否を判断するに当たり裁判所が如何なる点に着目しているかを把握するうえで参考になると思われますので紹介させていただきます。

⬅ 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許取消決定の取消訴訟

進歩性における一致点の判断が特許庁裁判所間で分かれた事例

廣瀬 崇史
PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和3年3月30日判決(令和2年(行ケ)第10032号)裁判所ウェブサイト〔傾き情報表示デジタルカメラ事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、傾きの情報を検出・表示するデジタルカメラ等の「撮像装置」に関する特許(特許第6191928号「本件特許」)についての特許異議の申立てに対する特許取消決定(「本件決定」)に対し、特許権者が本件決定の取消しを求めた訴訟[1]です。本件では、特開2007−74077号公報に記載された発明(「甲1発明」)と本件特許に係る発明(「本件発明」)の一致点に関する特許庁の判断を知財高裁が覆し、本件決定を取り消したことから、その判断部分をご紹介します。

2 本件決定の概要

まず、本件決定は、本件発明と甲1発明との一致点及び相違点について、次の点の検討をしていました。

- 撮像装置のロール方向[2]の傾きに応じてロール方向の傾き情報の表示位置を画像表示部の長手方向又は短手方向の端辺部に沿った位置に切り替えるものか否か(本件発明は切り替える)。
- 傾き検出部により検出されたピッチ方向[3]の傾きが所定の範囲内のときは、ロール方向の傾き情報の表示位置を切り替え、ピッチ方向の傾きが所定の範囲を超えたときは、ロール方向の傾き情報の表示位置を切り替えないものか否か(本件発明は切り替えない。)。

その上で、甲1発明の「傾斜測定部」及び「制御部」は、「ロール方向の傾きを検出する」といえること、同「傾斜測定部」及び「制御部」は「ピッチ方向の傾き」を検出するともいえることから、特許庁は、同「傾斜測定部」及び「制御部」は、本件発明の「ロール方向の傾きとピッチ方向の傾きを検出する傾き検出部」と一致すると判断し、かかる判断を基礎に、本件発明は当業者が容易に発明できたものであると認定していました。

3 知財高裁の判断

知財高裁は、本件発明及び甲1発明の明細書の記載や技術常識を考慮しつつ「ロール方向の傾き」と「ピッチ方向の傾き」について、次の判断をしました。

(1)ロール方向の傾き

知財高裁は、本件発明の明細書【0038】[4]【0042】【0043】の記載を考慮し、本件発明の傾きの算出方法は、ロール方向が撮像装置を光軸まわりに回転させる方向であるとの技術常識を前提としたものであるといえ、本件発明における「ロール方向の傾き」を「検出する傾き検出部」は、光軸まわりに回転させる方向の傾き度合いを検出する「傾き検出部」であると解することができるとしました。

一方、知財高裁は、甲1発明は「2軸の重力加速度センサーであって、第1軸(方向D401)水平面とが成す角度である第1傾斜度および第2軸(方向D402)と水平面とが成す角度である第2傾斜度を測定する傾斜測定部と、」「前記第1傾斜度および第2傾斜度に基づいて、前記画像撮像装置の天地方向の算出を行う制御部」を有する画像撮像装置であるところ、

1 審理の対象は、請求項1、3、4、6及び7に係る特許です。
2 撮像装置を光軸まわりに回転させる方向を指します。
3 原告被告間で争いがあるが、裁判所は、ピッチ方向が撮像装置の水平軸周りの傾きであるとの技術常識を認定しています。
4 例、「撮影光学系の光軸をZ軸とするとともに、このZ軸に直交する平面をX−Y平面とする。」【0038】。

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

明細書の記載を考慮すると、測定される第1傾斜度及び第2傾斜度は、光軸が水平面と平行である場合を除き、撮像装置を光軸まわりに回転させる方向の傾きの角度とは異なるものであり、甲1発明における「天地方向の判定」をする天地方向算出手段は、傾斜度測定部が算出した重力加速度の方向及び大きさに基づいて判定するもの[5]であると認定しています。

このように、知財高裁は、甲1発明で測定される第1傾斜度及び第2傾斜度は、撮像装置の分野における技術常識であるところの「ロール方向の傾き」とは異なること、甲1発明の判定する「天地方向」は「ロール方向の傾き」とは異なること等を認定しています。

(2)ピッチ方向の傾き

原告は、ピッチ方向(の傾き)について、当業者は、加速度センサーの出力値を用いて算出するカメラの水平軸周りの傾きであると当然に理解すると主張しています。

一方、被告は、ピッチ方向について、撮像装置の水平軸周りに前後に回転(変位)させる方向としています[6]。

知財高裁は、本件発明の明細書【0038】【0042】【0043】【0062】の記載を考慮し、本件発明の算出方法は、ピッチ方向が撮像装置の水平軸周りの傾きであるとの技術常識を前提としたものであり、本件発明における「ピッチ方向の傾き」を「検出する傾き検出部」は、撮像装置の水平軸周りの傾き度合いを検出する「傾き検出部」であると解することができるとしています。

一方、知財高裁は、甲1発明の明細書を考慮すると、甲1発明で測定される第1傾斜度及び第2傾斜度は、撮像装置の水平軸が水平面と平行である場合を除き、撮像装置を水平軸周りの傾き度合いであるピッチ方向の傾きを算出するものではないとしています。

(3)結論

以上のように、知財高裁は、甲1発明の「傾斜測定部」及び「制御部」は、本件発明の「ロール方向の傾きとピッチ方向の傾きを検出する傾き検出部」ではなく、甲1発明は本件発明と相違点があるとしています。そして、本件決定は一致点について誤った判断を前提として本件発明が当業者であれば容易に想到し得たものと認定したのであるから、結論に影響を及ぼすことは明らかで、原告の主張する取消事由には理由があるとしました[7]。

本件は事例判断ではありますが、審理対象の特許発明と引用発明の明細書の記載内容を一定程度詳細に検討し、技術常識との整合性を考慮することで、特許庁と知財高裁における一致点及び相違点の判断が分かれた点は実務上の参考となるものと思料します。

5 甲1発明の明細書【0079】【0087】【0088】【0107】等。
6 正確には、被告の主張を裁判所が解釈した内容です。
7 これは、請求項1に関する結論だが、請求項3、4、6及び7に関する判断についても、甲1発明を前提としているものなので、同じく、主張された取消事由に理由があるものとして、取り消されています。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権法

音楽教室における生徒の演奏についての著作権侵害の成否

岩﨑翔太
PROFILEはこちら

知財高裁(第4部)令和3年3月18日判決(令和2年(ネ)第10022号)裁判所ウェブサイト
〔音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認控訴事件〕

裁判例はこちら

本件は、教室又は生徒の居宅において音楽の基本や楽器の演奏技術・歌唱技術を教授する音楽教室を運営する控訴人ら(法人又は個人の事業者)が、著作権管理事業者である被控訴人に対し、各控訴人が生徒との間で締結した音楽の教授及び演奏(歌唱を含む。)技術の教授に係る契約(本件受講契約)に基づき行われるレッスンにおける、被控訴人管理楽曲の演奏又は歌唱(以下では、単に「演奏」といいます。)について、被控訴人が控訴人らに対して著作権(演奏権)侵害に基づく損害賠償請求権又は著作物利用料相当額の不当利得返還請求権をいずれも有していないことの確認を求める事案です。

原審(東京地裁令和2年2月28日判決(平成29年(ワ)第20502号、同第25300号))は、音楽教室における教師及び生徒による演奏について、①いずれも控訴人らが音楽著作権の利用主体であり、また、②「公衆に直接…聞かせることを目的」(公に)とするものであると判断した上、その他の控訴人らの主張(演奏権の消尽、権利濫用等)を排斥し、控訴人らの請求には理由がないと判示しました。これに対して、本判決は、音楽教室における教師の演奏については同様の判断をしたものの、生徒による演奏については、①生徒自身が演奏の主体であって控訴人らが演奏主体となるとはいえないことから、生徒による演奏をもって控訴人らの著作権侵害が成立するとはいえないとして、原審の判断を一部変更しました(なお、傍論ですが、生徒による演奏は、②「公衆に直接…聞かせることを目的」とするものとはいえないとも判示しています。)。

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、原審と本判決で判断の分かれた生徒による演奏についての判断をご紹介します。

(1)①演奏主体について

原審は、音楽教室における生徒の演奏は、㋐控訴人らとの間で締結した本件受講契約におけるレッスンの一環としてされるものであり、レッスンの受講と無関係に演奏するものではないこと、㋑教師の指導の下、教育効果の観点から必要と考えられる場合にその限度でされること、㋒本件受講契約によって特定されたレッスンで使用される楽譜において課題曲として指定された音楽著作物を、控訴人らと同視される教師の指導・指示の下で演奏することを原則とするものであること、といった理由から、その演奏については控訴人らの管理・支配が及んでいるため、生徒による演奏についても、音楽著作権の利用主体は控訴人らであると判示しています。

これに対して、本判決は、以下のとおり判示し、生徒による演奏の演奏主体を控訴人らであると認めることはできないと判断しました(下線は筆者によります。以下、同じ。)。

「生徒は、控訴人らとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これに対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又は控訴人らのいずれに対しても負ってはおらず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者である控訴人らが、任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない。」

(2)②「公衆に直接…聞かせることを目的」(公に)について

原審は、生徒による演奏も控訴人らが音楽著作物の利用主体となるとの前提の下、音楽教室事業者である控訴人らからみて生徒は「公衆」に当たり、また、控訴人らは生徒に聞かせる目的で演奏を行うことから、②「公衆に直接…聞かせることを目的」(公に)の要件を充足すると判断しました。

これに対して、本判決は、以下のとおり、生徒による演奏の本

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

質を踏まえ、②「公衆に直接…聞かせることを目的」(公に)の要件を充足しないと判示しました(傍論ですが、仮に、音楽教室における生徒の演奏主体が音楽教室事業者であると仮定しても、②「公衆に直接…聞かせることを目的」(公に)の要件を充足しない旨についても言及しています。)。

ア)生徒による演奏の本質及び結論について

「控訴人らは、音楽を教授する契約及び楽器の演奏技術等を教授する契約である本件受講契約を締結した生徒に対して、音楽及び演奏技術等を教授することを目的として、雇用契約又は準委任契約を締結した教師をして、その教授を行うレッスンを実施している。そうすると、音楽教室における生徒の演奏行為の本質は、本件受講契約に基づく音楽及び演奏技術等の教授を受けるため、教師に聞かせようとして行われるものと解するのが相当である。」

「また、音楽教室においては、生徒の演奏は、教師の指導を仰ぐために専ら教師に向けてされているのであり、他の生徒に向けてされているとはいえないから、当該演奏をする生徒は他の生徒に「聞かせる目的」で演奏しているのではないというべきであるし、自らに「聞かせる目的」のものともいえないことは明らかである(自らに聞かせるためであれば、ことさら音楽教室で演奏する必要はない。)。」

「生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、「公衆に直接(中略)聞かせることを目的」とするものとはいえ」ない。

イ)②「公衆に直接…聞かせることを目的」(公に)を充足しないことについて

「仮に、音楽教室における生徒の演奏の主体は音楽事業者であると仮定しても、この場合には、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接(中略)聞かせる目的」で演奏されたものとはいえないというべきである」

本件は、著作権管理事業者である被控訴人による音楽教室に対する演奏権行使(著作物使用料の徴収)が可能であるか否かについて社会的に大きな注目を集めた事件の控訴審判決です。ご紹介させていただいたとおり、東京地裁の判決は一部変更され、生徒による演奏については、演奏権行使が及ばない旨判断されました。もっとも、教師による演奏行為については、演奏権行使が可能であるとの判断は維持されましたので、音楽教室事業者側に著作権使用料の支払義務があるという点では結論に変わりはありません。

⬅ 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

執筆情報のご案内

"Patent Enforcement Practices Before, During and After Patent Litigation Proceedings in Japan – A Comparative Analysis with Germany and the United States – "

執筆者 石津 真二

書籍名 PATENTS & LICENSING Vol. 50, No. 6 (Issue No. 292)

発行年月 2021年4月

出版社 IP-L Communications Inc.

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。